

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>（用語）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）公共法人等 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 11 条第 1 項に規定する内国法人、同条第 2 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者又は<u>租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項に規定する特定寄附信託の受託者</u>をいう。</p> <p>（4）～（10）（略）</p> <p>（銘柄情報に係る発行代理人の通知事項等）</p> <p>第 27 条の 5 規程第 58 条の 6 第 1 項第 13 号に規定する通知事項（社債的受益権を除く。）は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（17）（略）</p> <p>（18）コールオプションが付されている銘柄の一般債を発行するときは、その旨及びその内容</p> <p>（19）プットオプションが付されている銘柄の一般債を発行するときは、その旨及びその内容</p> <p>（20）（略）</p> <p>（21）支払代理人が当該一般債の償還金（繰上償還金及び定時償還金を</p> | <p>（用語）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）公共法人等 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 11 条第 1 項に規定する内国法人、同条第 2 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者、<u>租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項に規定する特定寄附信託の受託者又は所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）附則第 2 条に規定する外国法人</u>をいう。</p> <p>（4）～（10）（略）</p> <p>（銘柄情報に係る発行代理人の通知事項等）</p> <p>第 27 条の 5 規程第 58 条の 6 第 1 項第 13 号に規定する通知事項（社債的受益権を除く。）は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（17）（略）</p> <p>（18）コールオプションが付されている銘柄の一般債（以下「<u>コールオプション銘柄</u>」という。）を発行するときは、その旨及びその内容</p> <p>（19）プットオプションが付されている銘柄の一般債（以下「<u>プットオプション銘柄</u>」という。）を発行するときは、その旨及びその内容</p> <p>（20）（略）</p> <p>（21）支払代理人が当該一般債の償還金（繰上償還金及び定時償還金を</p> |

含む。)又は利金を機構加入者に配分する際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に配分すべき他の一般債の償還金又は利金と合算せず配分する方法の採用の有無(機構関与銘柄の場合に限る。次号において同じ。)

(22)・(23) (略)

2～5 (略)

6 一般債が社債的受益権である場合における規程第58条の6第1項第13号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(15) (略)

(16) コールオプションが付されている銘柄の社債的受益権を発行するときは、その旨及びその内容

(17) プットオプションが付されている銘柄の社債的受益権を発行するときは、その旨及びその内容

(18) (略)

(19) 支払代理人が当該社債的受益権の償還金(繰上償還金及び定時償還金を含む。)又は配当を機構加入者に配分する際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に配分すべき他の社債的受益権の償還金又は配当と合算せず配分する方法の採用の有無(機構関与銘柄の場合に限る。次号において同じ。)

(20)～(30) (略)

(銘柄情報の決定等に係る支払代理人の通知事項等)

第27条の7 規程第58条の7に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

含む。)又は利金を機構加入者に配分する際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に配分すべき他の一般債の償還金又は利金と合算せず配分する方法(以下「個別承認方式」という。)の採用の有無(機構関与銘柄の場合に限る。以下次号において同じ。)

(22)・(23) (略)

2～5 (略)

6 一般債が社債的受益権である場合における規程第58条の6第1項第13号に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(15) (略)

(16) コールオプションが付されている銘柄の社債的受益権(以下「コールオプション銘柄」という。)を発行するときは、その旨及びその内容

(17) プットオプションが付されている銘柄の社債的受益権(以下「プットオプション銘柄」という。)を発行するときは、その旨及びその内容

(18) (略)

(19) 支払代理人が当該社債的受益権の償還金(繰上償還金及び定時償還金を含む。)又は配当を機構加入者に配分する際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に配分すべき他の社債的受益権の償還金又は配当と合算せず配分する方法(以下「個別承認方式」という。)の採用の有無(機構関与銘柄の場合に限る。以下次号において同じ。)

(20)～(30) (略)

(銘柄情報の決定等に係る支払代理人の通知事項等)

第27条の7 規程第58条の7に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第 27 条の 5 第 1 項第 21 号に規定する方法の採用の有無

(8) (略)

(プットオプション行使に関する手続)

第 27 条の 27 プットオプションが付されている銘柄の一般債を有する加入者（機構加入者を除く。）は、プットオプションを行使する場合には、直近上位機関である口座管理機関に対し、次に掲げる事項（以下「プットオプション行使情報」という。）を通知する。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 機構加入者は、前 2 項の通知を受けた場合及び当該機構加入者が自己の有するプットオプションが付されている銘柄の一般債についてプットオプションを行使する場合には、機構に対し、プットオプション行使情報を通知しなければならない。

4 機構は、機構加入者から前項の通知を受けた場合には、当該機構加入者から抹消の申請があったものとして取り扱うとともに、プットオプション行使情報を償還口に記録する。この場合において、機構は、当該一般債の支払代理人及び当該機構加入者に対し、当該記録内容を通知する。

5 (略)

(償還金及び利金の請求方法)

第 27 条の 38 機構は、規程第 58 条の 30 第 2 項の規定により償還金及び利金を請求する場合には、支払代理人に対し、当該償還期日、繰上償還

(1)～(6) (略)

(7) 第 27 条の 5 第 1 項第 21 号に規定する個別承認方式の採用の有無

(8) (略)

(プットオプション行使に関する手続)

第 27 条の 27 プットオプション銘柄を有する加入者（機構加入者を除く。）は、プットオプションを行使する場合には、直近上位機関である口座管理機関に対し、次に掲げる事項（以下「プットオプション行使情報」という。）を通知する。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 機構加入者は、前 2 項の通知を受けた場合及び当該機構加入者が自己の有するプットオプション銘柄についてプットオプションを行使する場合には、機構に対し、プットオプション行使情報を通知しなければならない。

4 機構は、機構加入者から前項の通知を受けた場合には、当該機構加入者から抹消の申請があったものとして取り扱うとともに、プットオプション行使情報を償還口に記録する。この場合において、機構は、当該プットオプション銘柄の支払代理人及び当該機構加入者に対し、当該記録内容を通知する。

5 (略)

(償還金及び利金の請求方法)

第 27 条の 38 機構は、規程第 58 条の 30 第 2 項の規定により償還金及び利金を請求する場合には、支払代理人に対し、当該償還期日、繰上償還

期日、定時償還期日又は利払期日の前営業日に、次の事項を通知する。

(1) 償還金及び利金の請求内容に関する情報として、次に掲げるもの
(以下「元利金請求内容情報」という。)

イ～ヌ (略)

ル 当該一般債の銘柄に係る第27条の5第1項第21号に規定する方
法の採用の有無

ヲ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項の通知を受けた支払代理人は、当該通知事項の内容を確認す
る。この場合において、当該支払代理人は、第27条の5第1項第21号
に規定する方法を採用していない一般債について、当該方法の採用を申
請することができる。

(社債等の内容の提供方法等)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 機構が、規程第69条の規定により、一般債(社債的受益権を除く。)
について提供する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)～(19) (略)

(20) コールオプションが付されている銘柄の一般債を発行するとき
は、その旨及びその内容

(21) プットオプションが付されている銘柄の一般債を発行するとき
は、その旨及びその内容

(22)～(28) (略)

5～10 (略)

期日、定時償還期日又は利払期日の前営業日に、次の事項を通知する。

(1) 償還金及び利金の請求内容に関する情報として、次に掲げるもの
(以下「元利金請求内容情報」という。)

イ～ヌ (略)

ル 当該一般債の銘柄に係る個別承認方式の採用の有無

ヲ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項の通知を受けた支払代理人は、当該通知事項の内容を確認す
る。この場合において、当該支払代理人は、個別承認方式を採用してい
ない一般債について、個別承認方式の採用を申請することができる。

(社債等の内容の提供方法等)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 機構が、規程第69条の規定により、一般債(社債的受益権を除く。)
について提供する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)～(19) (略)

(20) コールオプション銘柄を発行するときは、その旨及びその内容

(21) プットオプション銘柄を発行するときは、その旨及びその内容

(22)～(28) (略)

5～10 (略)

11 機構が、規程第 69 条の規定により、一般債が社債的受益権である場合において、提供する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)～(17) (略)

(18) コールオプションが付されている銘柄の社債的受益権を発行するときは、その旨及びその内容

(19) プットオプションが付されている銘柄の社債的受益権を発行するときは、その旨及びその内容

(20)～(34) (略)

(社債的受益権の場合の読み替え等)

第 32 条 第 1 条第 2 項第 6 号から第 9 号まで、第 27 条の 6 第 2 項第 5 号及び第 27 条の 15 第 2 項の規定は、社債的受益権については、適用しない。

2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-----------------|---|--|
| 第 1 条第 2 項第 3 号 | <u>、同条第 2 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者又は租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項に規定する特定寄附信託の受託者をいう。</u> | <u>又は同条第 2 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者をいう。</u> |

11 機構が、規程第 69 条の規定により、一般債が社債的受益権である場合において、提供する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)～(17) (略)

(18) コールオプション銘柄を発行するときは、その旨及びその内容

(19) プットオプション銘柄を発行するときは、その旨及びその内容

(20)～(34) (略)

(社債的受益権の場合の読み替え等)

第 32 条 第 1 条第 1 項第 6 号から第 9 号まで、第 27 条の 6 第 2 項第 5 号及び第 27 条の 15 第 2 項の規定は、社債的受益権については、適用しない。

2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-----------------|---|--|
| 第 1 条第 2 項第 3 号 | <u>同条第 2 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者、租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項に規定する特定寄附信託の受託者又は所得税法等の一部を改正する法律 (平成 20 年法律第 23 号) 附則第 2 条に規定する外国法人をいう。</u> | <u>同条第 2 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者又は所得税法等の一部を改正する法律 (平成 20 年</u> |

| | | | | | |
|---------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------------------|------|
| | | | | 法律第 23 号) 附則第 2 条に規定する外国 法人をいう。 | |
| (略) | | | (略) | | |
| 第 27 条の 38 第 1 項第 1 号ト | (略) | (略) | 第 27 条の 38 第 1 項第 1 号ト | (略) | (略) |
| 第 27 条の 38 第 1 項第 1 号ル | 第 27 条の 5 第 1 項第 21 号 | 第 27 条の 5 第 6 項第 19 号 | (新設) | (新設) | (新設) |
| (略) | | | (略) | | |
| 第 27 条の 38 第 2 項 | (略) | (略) | 第 27 条の 38 第 2 項 | (略) | (略) |
| 第 27 条の 38 第 3 項 | 第 27 条の 5 第 1 項第 21 号 | 第 27 条の 5 第 6 項第 19 号 | (新設) | (新設) | (新設) |
| | 一般債 | 社債的受益権 | | | |
| (略) | | | (略) | | |

2 附則

この改正規定は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

以 上